

近隣住民の皆さま

国土交通省 関東地方整備局 用地部 用地企画課

効率的な手法導入推進基本調査のお知らせ

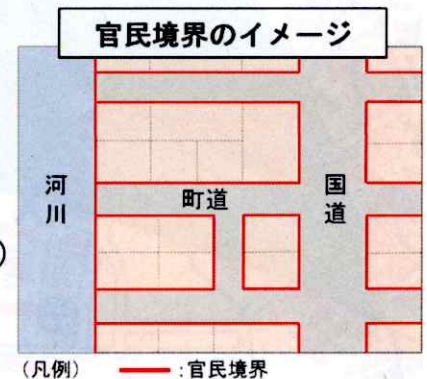
平素、皆さまには国土交通省の実施する事業に格別なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、皆さまがお住まいの地域において効率的な手法導入推進基本調査に伴う測量を実施することになりました。効率的な手法導入推進基本調査とは、将来の地籍調査事業を円滑に進めることを目的とし、その準備作業として、官民境界（※下記イメージをご参照ください）の調査・測量に基づく基礎的情報を整理するものです。

測量に従事する業者には、【効率的な手法導入推進基本調査】の腕章を着用させ、併せて国土交通省発行の身分証明書を携帯させております。

調査を円滑に進めるため、近隣住民の皆さまにおかれましてはご理解・ご協力をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

記



1. 調査区域

神奈川県藤沢市辻堂五丁目及び辻堂六丁目地区（裏面参照）

2. 作業内容

官民境界の調査・測量

※今回の測量で、境界立会いを求めることはありません。

3. 作業期間

令和2年9月7日～令和2年12月18日

4. お問い合わせ先

【現地の測量作業に関する問い合わせ先】

朝日航洋株式会社 担当者 横井・木村

電話 049-244-4155

【効率的な手法導入推進基本調査に関する一般的な問い合わせ先】

国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課 担当者 永島

電話 048-600-1358

【藤沢市の問い合わせ先】

藤沢市役所 道路河川部 道路管理課 担当者 鷹野・加藤

電話 0466-25-1111 内線：4424

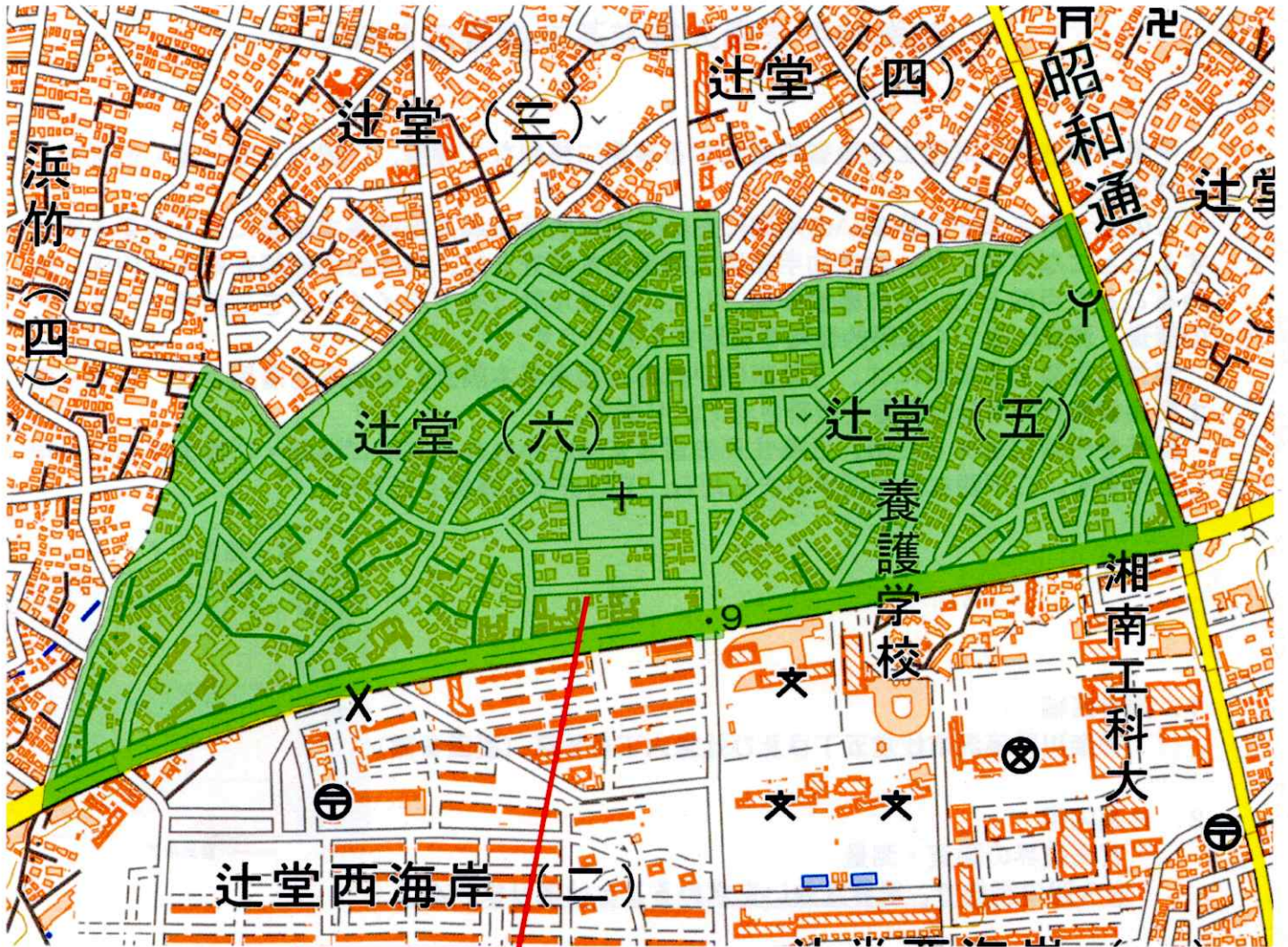
直通 0466-50-3546

5. 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取り組みの徹底

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、マスク着用、手洗い、うがいを徹底する他、毎日の体温・体調を記録し現場責任者は作業員の体調管理を行います。

調査区域

神奈川県藤沢市 辻堂五丁目及び辻堂六丁目地区



調査区域
面積 0.38km²

土地所有者及びその関係者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取り組みの徹底

本年度、効率的な手法導入推進基本調査を行う区域（神奈川県藤沢市辻堂五丁目・辻堂六丁目）におきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、作業を実施します。

特に、現地作業、現地確認、打合せ等を実施する場合は、下記に注意します。

<注意事項>

1. 感染者や感染者と濃厚接触した者はもちろんのこと、感染の兆候を示す症状がある者についても絶対に従事又は参加させないこと



従事させない



2. 「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底すること



感染対策を徹底



【具体的な対策】

- ・健康観察を実施（打合せや現地作業のため出張する場合は、少なくとも1週間程度前から体温測定や咳、倦怠感の有無などを記録しておく）
- ・携帯用消毒薬を持参
- ・感染者の多い地域から少ない地域に移動した者は、移動先の関係者と飲食を伴う会合は控える

効率的な手法導入推進基本調査

効率的な手法導入推進基本調査とは

人口集中地域、中心市街地及び宅地など国として重点的な対応を講ずる必要がある地区において、官民境界(街区の外周位置)に係る測量等を行うものです。

具体的には、基準点の設置や道路付近の地形測量を行います。その成果は、実施先の市区町村に送られ、基本データとして様々な場面で有効利用されます。

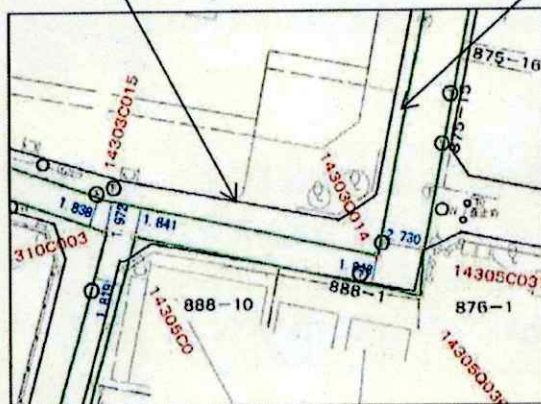
〈作業イメージ〉

現況測量(下の図面の黒線部分)
現地の塀や境界標、マンホールや電柱といった境界等の現況を測量し、地図に表示

復元測量(下の図面の緑線部分)
登記所に備え付けられている公図や、地積測量図、道路台帳附図等が示す境界を地図に表示



現況測量の実施



後続で市区町村が行う地籍調査等に活用されます

なお、この調査は、住民の皆様の立会を求めて官民境界を決めるものではありません。

効率的な手法導入推進基本調査の効果

地籍調査の遅れている都市部



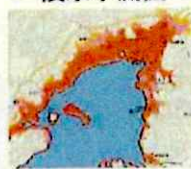
国土地理院ホームページ

大規模災害の想定地域



国土地理院ホームページ

浸水予測図



Yahooホームページ

基本調査の実施

➤ 地籍調査の推進につながります

➤ 防災対策に活用

仮に被災し、構造物が流出した場合でも、境界復元に活用できる基礎的なデータを事前に備えることができます。

➤ 公共物管理の適正化

道路構造物、道路附属物、道路占用物件等の情報も図面等にまとめられるので、道路管理や行政サービス向上に寄与します。

効率的な手法導入推進基本調査のながれ

情報 収集

調査地域の官民境界に関する情報や資料（公図、道路台帳附図、地積測量図等参考資料）を収集します。



現地 測量

現地の塀や境界標、側溝やマンホールといった既に設置されている境界等の測量を行います。



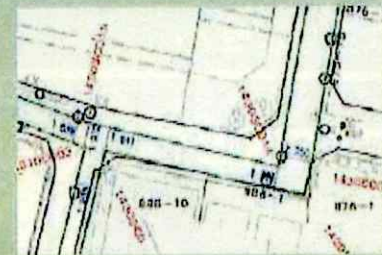
境界 調査

現地測量の結果に基づき情報を図面に表示します。併せて、収集した資料が示す境界も地図に表示し、街区の外周位置について調査を行います。



成果の 作成

調査結果を基に、官民境界についての基礎的な情報を図面や簿冊にとりまとめます。



なお、この調査では、土地所有者(住民等)の方との立会はありません

調査の成果を市町村に送付

効率的な手法導入推進基本調査後、市区町村で成果活用